



# Kainan East Rotary

DISTRICT 266

CLUB WEEKLY BULLETIN

事務所 海南省日方1294 海南商工会議所内 T E L (07348) 2-4363

例会日 每週月曜日 12時30分 ♣オ1例会のみ 18時30分 於海南商工会議所4F  
会長 柳川和一郎 幹事 宮田敬之佑 会報委員長 土岐甚五郎

オ138回 例会 昭和53年5月8日(月)於海南商工会議所

1. 開会司会 柳川和一郎
2. ロータリーソング 「Sing Everyone Sing」
3. 出席率 87.50% 会員総数 32名 出席者数 28名  
前回修正出席率 93.33%
4. ビジター 垂井啓之様(和歌山R.C.) 石井堅司様(和歌山R.C.)  
湯崎哲治様(和歌山西R.C.) 角田文男様(海南R.C.)  
玉置勇様(海南R.C.) 津本覽様(海南R.C.)
5. メイキャップ 追田博司君(4/28和歌山南R.C.)
6. 会長スピーチ

ビジターの方々ようこそお越下さいました。オ138回例会で御座居ます。東京大会も今週中の行事となりました。沢山の参加を得まして皆さん毎々の御協力頭の下る思いです。後程中村委員長より当日の時間、その他の打合せがあると思いますので、宜敷くお願ひ致します。

去る5月6日新旧合同の理事会開催致しました、次年度役員方も大いに張切っている様お見受け致しました。又266地区のガバナー、エレット伊藤さんもマイアミビーチでガバナー学研修の為一生懸命の御様子です。美しい此の地で先輩に恥づかしくない様努力中です、とのお葉書頂きました、前にロータリー財団のポールハリスフェローとしての角谷さんへの感謝状が届いて居ります。お届けしたいと思います。

5月2日付の海南新聞紙上で、海南税務署管轄の高額所得者が、ズラリと並んで居りました。私もそうなり度いと思いました。後程あやからして貰いたいと

SERVE TO UNITE MANKIND 全人類を結びつけるために奉仕せよ

思います。柱に見做れないポスター貼られていますが、之は川越南ロータリークラブの会長さんが著作の「シンガポールへの道」と言うパンフレット、関心のある方読んで下さい。

## 7. 幹事報告（松田次期幹事）

### ○ 例会場臨時変更のお知らせ

御坊南R.C. 5/16（火）日高郡由良町綱代 三井造船 由良造船所  
吹田R.C. 5/25（木）P.M. 5:00～6:00 国電吹田駅アサヒビール吹田工場 尚、例会後P.M. 6:00～8:00歓迎家族会開催

## 8. 委員会報告

### ○ 國際奉仕委員会（中村委員長）

お手元に東京大会のパンフレットお配りして居ります、良く読んで下さい。  
往き帰りの新幹線の時間が、決りました報告します。  
往き5/13新大阪14:34（ひかり108号10号車、12～15#A B C D E 20座席）  
帰り5/14東京16:12（ひかり83号13号車15～18#A B C D E 20座席）  
団体切符ですので、5/13海南駅12:00にお集り下さい。

## 9. 会員卓話 岸 義郎君

気の利いたお話も御座居ませんので、税金のお話をさせて頂きます。税金には色々ありますが、今日は相続税のお話を聞いて貰います。世間一般相続対策と言われまして有利な方法で完了さすのが大切と考えます。

- 相続対策 ① 事業の引継対策（誰にどんな形で引継ぐか）
- ② 遺産の構成対策（その内容、不動産外動産をどの様に）
- ③ 遺産の分割対策（生前に又相続が開始してからの分け方）
- ④ 納税資金の対策（原則として現金納付なので現金の手当）

相続の対策として、基本的に相続法のしくみに就いて知って置かねばならない民法の中で定められて居る訳ですが、之につきまして昨年和歌山税務署長さんから法定相続人、遺言状の書き方等について、有益なお話を聞きしましたが非常にケース、ケースで大変複雑な問題がおきてくる訳で、最近私一寸したキッカケで母系家族と言う本を読みましたが、山崎豊子さんと言う大阪船場の織維問屋の相続にからんだ小説で御座居まして、作者が小説を書く前に弁護士さんについて、相続関係についてあらゆる角度から勉強して、小説に織り込んで興味深く書かれて居ります。その中の一、二点御紹介致しますと、亡くなった主人公の妻が妊娠して居り、胎児の相続権の問題（生前認知済）で権利がある。株式で相続すれば有利であると書いています（現在では株式有利とは言い切れない）外、色々興味ある文章が出ていました。

相続税の税額の計算ですが、ある程度見当を付けて相続対策を考えて置く必要があると考えます。此の計算は大変複雑な過程を経て行われる。簡単に申しますと、相続財産、資産から負債を引いた正味の財産から、

基礎控除 2千万円  
法定相続人 1人当 4百万円 } を差引いた残りを相続税の課税額とされる、

その内容は累進課税で税額が算定される、大体の見当を聞いて貰いますと、相続人が配偶者と子供 2人の場合

課税額	1億のとき	税額	942万円
3億	" "	6,882万円	
10億	" "	36,422万円	となる。

最近野末陳平の税金に関する本が、ベストセラーで良く売れているそうです。その中に鹿島設設の会長が亡くなつて、未亡人が95億円の相続財産税金は1円も払わずに済んだと言う記事があります。之は税法の中に配偶者が相続財産の3分の1を相続した場合は、それに対する税金が掛らない訳で法律で定められている、会長の相続財産は285億円で未亡人の相続税は払わなくて良かった。と言う事です。考へて見ますと結局主人がそれだけの財産を作ったのは、配偶者の内助の功として、3分の1は税の対称から外されている、然し未亡人が死亡しますと、又相続税が掛る訳です。次に財産の計算方法ですが、財産の評価は預金は、其の専門問題になるのは土地建物の不動産、特に複雑なのは同族会社の株式の評価であります。

土地の評価は、市街地内では路線価と言って当局が、毎年毎年市街地の路地裏迄細い地図を造りまして、地価を定めています。例えは此の商工会議所の此の土地では昭和52年度  $m^2$  当り 4万1千円（坪当たり13万円）市役所近辺で  $m^2$  当り 6万円之が評価額となる。時価と比べて  $1/2$  又は  $1/3$  の評価になる様に思います。路線価のない所、岡田地区とか田舎中については、市の固定資産税に倍率を掛けて決定します。之は国税局が其の地区の倍率を定めます。これも時価に比べ相等安くなっている様です。

次に建物ですが之は、固定資産税の評価額其の専門問題が相続税の評価額となっています。以上の様に相続税に就きまして遺産の構成上何が有利かと言う事がお分かりと思います。私が関与した相続税の例を簡単に申しますと、

例1、亡くなる前土地を4千万で売却、譲渡所得の申告を翌年3月15日に行つた長期譲渡で2千万円迄地方税を入れて26% 2000万を越える分に就いては、累進課税が適用されまして、30~40%でかなりの税金が掛った。それから売却した残りの金を定期預金とした、翌年亡くなつて申告する事になり、他の遺産と前の売却分を入れて納税する事になりました。

例2、6、7年前の件ですが亡くなる前土地を大企業に1億円近い金で売却、その人は、分離課税で20%で済んだ訳ですが、残り8千万を一部の金で白浜の

分譲地を買った。

それから和歌山でマンションを建て売却の金を此の様に使った。

その翌年、翌々年に相続税を計算する場合、現金がなく、土地、不動産であった。白浜の土地は評価替もなく、山林の土地価格で安く、和歌山のマンションは貸事務所等建築費の何割かで済んだ、以上対称的な事例があります。

以上が土地建物の評価の問題です。

次に問題になるのは同族会社の株式の評価1千万の資本金の会社の内80%8百万の財産と考えて居りますと、非常に見当違いの結果になる事があります同族会社の株式は3~10倍と言う例が沢山あります。

之は純資産を株数で割ると一株当たりの評価になる訳で、古い会社ですと含み資産が沢山ありますと、特に戦前からの会社については帳簿価格で例外な安い土地があって、時価にすると莫大な金額になる様な会社があって、株式が何十倍と評価が上ります。大きく評価された遺産を税として、現金納付する事は大変で、そうする事に対処する為に、企業防衛の為の大形保険補償等よく使われ宣伝されるゆえんです。欧米では保険に就いて大変進んで居り、日本はまだ何分の一しか認識されていない様です。法人の場合役員に対して此の様に万一に備えるべきだと経営者間で言われて居ります。

保険も掛ける人、受取る人で税の対称として問題になりますが、一時所得、贈与の関係等すべて相続税に就いては早合点は禁物です。

税の仕組と対策に就いて聞いて貰いました。



ニコニコBOX

角谷勝司君 (高額所得者として紙上携載された)

追田博司君 ( )

平尾寧章君 ( )

田岡啓一君 ( )

吉田隆一君 ( )

河尻鳩親君 (海南高原C.C.で鏡のアウトで始めて40代)

坂上充作君 (駅前商店街の理事長仰せつかる)

柳川和一郎君(和歌山選抜テニスダブルス優勝)

次回例会案内 № 139 昭和53年5月15日(月) PM12:30~ 於海南商工会議所

奉仕……それは感謝の気持から

オ266地区ガバナー 菅生謙三

奉仕するため出席せよ

1977~78年度会長 柳川和一郎